



栃木地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

栃木労働局一般公示第7号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、栃木地方最低賃金審議会委員（補欠委員）を任命したいので、関係労働団体は、下記「栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月7日

栃木労働局長 中野知基

記

栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年9月28日

（3）推薦書の提出先

栃木労働局労働基準部賃金室（宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎）

令和 年 月 日

栃木労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

栃木地方最低賃金審議会 { 労働者代表 } 委員の候補として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

※ 推薦に当たっては、候補者の履歴書を添付してください。

内 諾 書

栃木労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、栃木地方最低賃金審議会委員に任命されました
ときは、就任することを内諾します。